

施設・研修等分科会
第 21 回議事録

内閣府 官民競争入札等監理委員会事務局

第 21 回施設・研修等分科会
議事次第

日 時：平成 20 年 10 月 23 日（木） 14:00～16:09

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 3 共用会議室

1．開 会

2．議 題

1．美祿社会復帰促進センターの視察・ヒアリング結果について

- ・ 事務局からの報告

2．地方公共団体・民間事業者からのヒアリング

- ・ 北海道月形町
- ・ セントラル警備保障（株）
- ・ 三井物産（株）

3．その他

3．閉 会

小幡主査 それでは、第 21 回「施設・研修等分科会」を開催いたします。

本日は、刑事施設関係の議題のみでして、1 つ目は、先週、美祢の社会復帰促進センターにおいて行った視察・ヒアリング結果について、事務局から報告いただきます。2 つ目の議題は、地方公共団体・民間事業者からのヒアリングということで、それぞれ北海道月形町、セントラル警備保障株式会社、三井物産からヒアリングを行います。

それでは、1 つ目の議題「美祢社会復帰促進センターの視察結果について」でございます。まず、事務局から報告をお願いしたいと思います。

事務局 それでは、事務局から御報告させていただきます。先週、10 月 15 日水曜日、1 日かけて専門委員の先生方に、山口県美祢市の美祢社会復帰促進センターの視察と関係の地方公共団体・民間事業者からヒアリングということで実施していただきました。

まず美祢センターの施設の概要を御説明いたしますと、職員は、国の職員が 120 名程度、民間の職員が全体で、平日の勤務者が大体 180~200 名ほど、登録している者が 650 人ほどいるということでございます。

受刑者の関係でございますが、収容定員は 1,000 名ですけれども、視察に行った当時は 750 人ほどが入っているという状況でございました。

収容されている者の特徴としては、年齢が 37~39 歳。執行刑期は 3 年弱の者。主な犯罪の罪名ということで、窃盗、詐欺、横領、覚せい剤による受刑者というのが大半を占めているということでした。

美祢の場合は犯罪傾向が進んでいない者ということに加えて、共同生活に十分順応できるような者などの一定の要件が更にかかった者を収容しており犯罪傾向が進んでいない被収容者の中でも選ばれた者が入っているという状況でございました。

施設の運営でございますが、ここは官民共同の運営ということでございまして、そこでは官民との対話、情報の共有というのが一番大事ということで、官民間での運の協議というのをしっかりとやって、信頼関係の構築に努めているということでした。

また、地域の共生という観点もございまして、民間職員の方の雇用というのは地域の方から雇用する。地域経済の活性化という意味でも、例えば刑務作業の中で地域の資源を活用して竹ばしをつくるというような取組みというのも行われておりました。社会復帰支援コミュニティ活動ということで、地域の方々にボランティアで矯正処遇に参加していただくというような取組みも行われているということでした。

施設の特徴としては、通常刑務所と言いますと、コンクリート塀で囲まれた中にあるものですが、それに代わりまして、2 重のフェンスで囲まれており、外から中が見えるような状況でして、非常に開放的な施設でございました。

また受刑者には IC タグを付けることで、位置情報でどこにいるかというのを把握し、加えて指静脈認証というシステムも使って位置を把握できるということで、被収容者の単独での施設内移動というの可能な形にしているということです。通常の刑事施設であれば、受刑者が移動する場合には、必ず刑務官が 1 人付いて移動ということでやっていたので、そのところでも職員の省力化

が図られるということでした。

ヒアリングの結果につきましては、お手元の資料1ということでまとめております。ヒアリングには山口県の西村副知事、美祢市の村田市長を始め、そのほかにも民間事業者の方に来ていただいて、話を伺いました。

山口県からの話をこちらの資料に基づきまして紹介いたしますと、美祢市が刑務所の誘致活動を行うということで、いろいろな意見もあったのだけれども、地元美祢市の意向を尊重して、県も全庁を挙げて支援を行ってきたということです。

美祢センターの事業について、県も進める政策に関わるということで、いろいろな面での支援を行っている。例えば荒廃する竹林の整備対策との関係で、刑務作業で竹ばしを作成するというような支援というのを行っていたり、改善指導に当たっても、県立の大学と提携して取り組んでいる。

美祢市では、この事業によって地元の食材購入ですとか、雇用促進とか、経済的な効果というのがやはり出ているということで、刑務所を民間委託にすることによって、地域にさまざまな効果が出ている。また、刑務所で今後市場化テストを導入することについても促進すべきではないかという御意見でございました。

一方、特区の認定申請との関係でございます。認定申請に自治体が関与することによって、地方自治体と国との連携が深まったということは考えている。ただ、特区制度ができた当時は、当時の状況を踏まえ、刑務所業務の民間委託を進める上で便利な仕組みということで特区制度を利用したにすぎないというものと認識しているということでもございまして、既存の施設にも拡大する場合に、特区制度と同様の手続は必要ないと考えておられます。ただ、地方自治体としては、何らかの関わりを持つことは有益ではないかという御意見でございました。

もう一つ、地方自治体は美祢市の御意見も聞いております。誘致の当初は、やはり地元で迷惑施設ということで反対の声もあったそうでございますが、地元の人々に対して繰り返し根気よく説明することで、最後には御理解が得られたということです。美祢市の方でも、先ほど申したような経済的効果というのは上がっているということで、刑務所における民間委託の活用というのは、メリットが大きいと考えている。

今後、これを活用するに当たっては、既存の刑務所に広げていくという場合でも入札提案書の作成段階から地元との対話というのをしっかりと行っていけば、地元での満足度というのは高まるのではないかと御意見でございました。

美祢センターも犯罪傾向が進んでいない者の中でも、更に限定した超A級ということを収容する施設であるということで地元には説明してきて、それで理解が得られたというようなことではございました。一方、犯罪を重ねた人を収容する施設であれば、やはり地元の受け取り方というのは少し違ってくるのではないかと思うが、この事業を展開することによって、プラス面が大きいということをしっかり説明するのであれば、地元の理解は十分得られると考えているというお考えでございました。

民間事業者の方からは、今回PFI事業ということでやっぴまして、社会復帰サポート美祢(株)というSPCを構成して事業に参加していますが、この事業への参入については、社会的な

意義というのを感じて、民間事業者に期待されているということで参入した。官民協働で運営を行っている。今、1年半が経過しているが、契約上ペナルティーが課されたということもなく、うまく稼動している状況。官民の連携というの、官民間では毎日協議を行っており、情報の共有だけではなくて、何か問題が起きた場合にはどう対処するのかというところの議論もしっかりとやっている。また、民間同士の連携についても、問題なく行われているとのことでした。

次は警備業務の関係。ここはセコム(株)が担当しているところでございます。この民間委託の効果としては、国の職員の業務負荷軽減のほかにも、民間の創意工夫によって、システム化を進めて、この施設自体の保安機能のアップを図る。また、合理化によって、人員配置の削減もできるということでした。

既存の施設の拡大についてですけれども、若干課題があるということで3つほど挙げられておりました。積極的なシステム化ができるかということで、施設が既にでき上がっているものがございますので、その改修において一定の制約がかかるのではないかと。刑事施設ごとに運用方法が違っているということで、その運用のやり方というのもしっかりと情報開示していく必要があるのではないかと。また、官民の役割の分担を明確化するというので、この事前の協議によって、透明性の確保というのを図っていく必要があるということでした。

契約の関係でございますけれども、契約年数などに触れられておったのですが、雇用の確保とか人材の育成の期間を考えた場合は複数年というような形で契約年数を考えていただく必要があるという御指摘でした。

民間事業者が交代する場合、警備機器の取扱いはどうなるのかということでお話を伺ったのですが、この関係については前の事業者のシステムを他社が使うということで問題が出てくる。事業者としてそれをしっかりと運用できるかどうかという問題がある。1つ解決策としては、例えば契約期間をシステムの改修期間に合わせるということも考えられるのではないかと。やはり個々の刑事施設ごとに特性が異なるということで、個々の事業ごとにどう対応していくかというのは判断していく必要があるという御意見でした。

次が、職業訓練・教育業務ということで、(株)小学館集英社プロダクションが担当です。これまで地元の大学や企業などと協力することによって、職業訓練、改善指導などさまざまなプログラムというのを開発した。これまでに部分的に国がやってきたものを民間で一括してやるということで、地域の人材ですとか、資源というのを十分活用できて、柔軟かつ効果的な運用ができた。そこは効果が出ているということでした。

民間委託を拡大するに当たっては、民間として何か特別なものを行っているということではないということでした。民間が参入しやすい業務ではないかというお考えです。ただ、1つの施設だけだとスケールメリットというのがないということなので、幾つかの施設を一括して「市場化テスト」の対象とする方が参入しやすいのではないかと。やはり民間だからこそもろんなところに協力を求めることができ、フレキシブルに対応することができるということで、そこは国との違いではないかという御説明でした。

最後に収容関連サービスということで、ここはエームサービス(株)という会社が担当です。食

材の購入に当たって、いろいろ地元で協力をいただいております、雇用も地元の方から行っている。まさに地域との共生ということに取り組んでいる。

また、創意工夫ということでは、温冷配膳車ということで、温かいものは温かく、冷たいものは冷たいままで出せるようにというようなもの。クックチル方式などで創意工夫ということで発揮している。

ここは1つ上のところとも同じように、既存の刑務所に拡大するに当たっては、刑務所の幾つかをひとくくりにしてやれば、スケールメリットを発揮できるのではないかとごさいます。

事務局からの説明は以上でございます。

小幡主査 ありがとうございます。私は残念ながら行けなかったのですが、視察に行かれました専門委員を代表して、内山専門委員から視察やヒアリング時の感想などのコメントをお願いしたいと思います。

内山専門委員 わかりました。刑務所と言いますか、社会復帰促進センターというところに初めて私は行ったわけですが、既存の刑務所というものがどういうものか見たことがないので必ずしも比較はできないんですけれども、少なくとも美祿の社会復帰促進センターを見た印象と申しますと、IT化によって非常に効率化が図られているということです。今の事務局からのお話にありましたように、タグが付いているとか、あるいはフェンスにいろいろな装置が付いているなどの非常にコストが低い形で監視業務、施設の警備が可能となっている。このIT化がキーポイントだという印象を受けました。

もう一つ、非常に印象深かったのが、官と民と非常にうまく役割分担ができていているというか、コラボレーションができていているという印象を受けました。刑務官の方と、セコム、警備会社の方がうまく連携して、そういった監視施設警備の業務などに当たっているというんです。

そういったことを通じて、更には受刑者の処遇の改善がかなりの程度図られているのではないかとといったことについて、ほかにもいろいろあるんですが、主なポイントを申しますとそういうことだと思います。

そして、自治体と民間事業者からのヒアリングでは、民間の参入ということについて、非常に積極的な意見が聞かれました。自治体の方もそうですし、事業者の方からもですが、特に刑務所業務の「市場化テスト」を導入ということについて、これは是非進めるべきである。自治体の地元との関係なども、丁寧に説明すれば大丈夫ではないかという形の意見が印象的でした。

その反面、さまざまな「市場化テスト」導入に伴う課題も明らかになったと思います。例えば既存の刑務所に「市場化テスト」を導入する場合、システム化をどうするのかとか、あるいは官民の役割分担をどのようにやっていくのか、民間が入るということを前提としていないつくりになっている刑務所に、そういった仕組みを設けていくに当たって、どうしたらいいか。更には、契約の仕方。期間ですとか、あるいは契約の単位ですとかといったことについて、いろいろと検討をすべき課題があるということが明らかになったと思います。

いずれにせよ、今回の視察とヒアリングは、今後の刑事施設への「市場化テスト」の導入を検討

するに際して、非常に有益な知見を得ることができたと考えております。

以上です。

小幡主査 ありがとうございます。荒川専門委員、本庄専門委員、何かありますか。

荒川専門委員、どうぞ。

荒川専門委員 1点だけ補足いたしますと、一定の条件の下であれば、官民共同の刑務所の運営というのは十分なされるんだというのは確認できたということは、意義が大きかったと思いますし、法令の特例の範囲で今やられているようなところも一定の条件の中ではなされ得るだということが確認できたということは今後のこの委員会の検討にとって意義があったと考えております。

以上です。

小幡主査 ありがとうございます。

本庄専門委員、どうぞ。

本庄専門委員 美祿の施設は既存の施設とは違って、雰囲気非常にリラックスした雰囲気というか、象徴的なのは、受刑者は独歩、1人で歩いているんですけども、我々が視察に行くときも普通に1人で歩いていてすれ違うというようなこともありまして、雰囲気が違うなというところがあります。そのことについては、刑務所というものがそういった快適なところではよくないのではないかという一般的な意見も強いところかと思えます。

しかしそれは刑事政策の立場から言うと、むしろ望ましいことなのではないかと考えられます。というのも、余りに刑務所を劣悪な環境に置いておきますと、受刑者に社会復帰に非常に障害を生じてしまって、また再犯を促進するという懸念がありますので、全体的にはいいことであると評価するのが一般的であろうと思えます。

問題になるのは、地域住民の方がそれを受入れるかどうかということなのですけども、少なくとも美祿では受け入れられているということは大きな意味があることかと思えます。民間が入ることです。そういった施設内の雰囲気という環境がよくなるということであれば、それはいいことではないかと感じました。

以上です。

小幡主査 1点お伺いしたいのですけれども、ICを付けて効率化できているというお話でしたが、受刑者同士の小競り合いとかというのは大丈夫なのですか。IC化で看守役の人が減っているわけですね。そのような話はなかったですか。

内山専門委員 だから、どこかだれも見えないところで隠れてやればわからないかもしれない。

小幡主査 カメラとかで監視しているから。

内山専門委員 カメラもたくさんありますし、基本的に作業とかいろいろやっているところでは必ず刑務官が見ていますので、何かあれば電話が鳴る。

小幡主査 すぐ駆けつけられるという状態になるということですね。

内山専門委員 そうです。だから、ICタグとかどこかふっといなくなって、ずっとフェンスから出るとかというときには鳴って、後でタグを外して全然動かなくても何かアラームが鳴らしいんです。そういうことで、小競り合いについては聞きませんでしたけれども、そこはICタグとは

直接関係ない話となるんですか。

本庄専門委員 あと収容者の特質というのも大きいかもしれません。

小幡主査 そうですね。こういう収容者であれば、余り問題がない。そういうこともあるのかもしれませんが。

ありがとうございました。実際に見るというのはおそらく大変貴重だったと思いますので、これからの我々の議論にまた生かしていきたいと思っております。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次の議題は「地方公共団体・民間事業者からのヒアリング」ということです。

まず最初に、月形刑務所です。

(月形町関係者入室)

小幡主査 お忙しいところ、どうもありがとうございます。月形刑務所、月形学園が所在する北海道月形町からのヒアリングを行いたいと思います。

本日は、地方公共団体からのヒアリングということで、北海道月形町の櫻庭町長さんにお越しいただきました。遠いところ、どうもありがとうございました。

それでは、まず初めに、櫻庭町長さんから、刑事施設への官民競争入札等の導入についてということで、10分程度、まず御説明をお願いできればと存じます。よろしく願いいたします。

櫻庭町長 今、御紹介をいただきましたけれども、北海道月形町長の櫻庭と言います。位置的には、札幌から40kmほど北になったところでありまして、石狩川流域の中下流域というところでありましてけれども、最初に私たちの町の話をちょっとだけさせてもらいます。

私たちの町は、樺戸集治監と言う、いわゆる刑務所施設としては全国で3番目、明治14年にできた町でありまして、そのときの初代の町長は典獄さん、今でいう刑務所長さんが月形潔さんという人でした。その人の名前をとって、月形村という名前で、うちの町は突然何もなかったところからできた町でありますので、刑務所、集治監、そういうものに対して、町民については全然最初から城下町として発展してきたものですから、そういうものに対する拒絶反応だとかというものはない町でしたし、ただ、大正8年に集治監が閉館をしました。

それ以降、矯正施設の町としての町はなくなったわけですが、昭和48年に月形少年院という少年矯正施設、現在は月形学園という名前に変わりましたが、その少年矯正施設と、大人としては月形刑務所というのを昭和58年に開所しまして、それ以来、現在まで進んでいるところでありますし、私の町は4,000人の人口なんですけれども、先般の国勢調査の中では、いわゆる収監されている人たちの人数が国勢調査人口に入ってきますので、国勢調査で言えば、約5,000人の町。そして、住民基本台帳上は4,000人の町というような状況になっているところであります。

私の町はそういう特徴があるという町だということで考えていただきたいと思っておりますし、刑事施設における民間委託の拡大について私の意見をという話でありますけれども、山口県美祢市、島根県の浜田市が構造改革特区というような形で、いわゆるPFI方式をもって刑務所をやるんだという話のときに、月形刑務所と私たちの町も何回か商工会の人ですとか、市役所の方々が見えられた経過がありました。

その両市の人たちが言われることは、いわゆる定住人口の増加、税収の増加、民間委託の拡大で、過疎地域において雇用促進の効果に期待が高いと言われていましたけれども、私たちも全く同じように考えておりますし、私たちの町として経験から言わせてもらおうと、昭和48年、昭和58年に少年矯正施設、大人の矯正施設が入ってきたときに感じましたのは、いわゆる純然たる田舎町に刑務官を含めたカルチャーショックというのが随分ありました。そのことが、町がにぎわってくる、結果としては、そういういい結果が出てきました。決して矯正施設としての暗い、悪いイメージというのは1つもないんです。

いわゆる安心・安全という部分でありますけれども、私たちの町でも一度も実はそういう事件が起きたことがないというのが、町民は体感として知っているわけですから、是非やった方がいいです。そういう部分はプロがちゃんとやりますから全く心配がないという話をさせてもらっていたところであります。

これからの民間委託を拡大するときのメリットとデメリットという話でありますけれども、私たちの町も、北海道は特にそうですが、いわゆる国の事業がどんどん削減されていく。北海道を主体とする事業費等々も落ちてくるという中で、北海道経済というのは相当な地盤沈下をしております。私たちの町も同じような形で地盤沈下をしております、特に土木建設業の人たちが異業種参入という形の中で、そういう委託業務をやってみたいというような意向があるのは事実でありますし、そういう形で雇用創出が新たに生まれるんだとすれば、これは1つのメリットだろうと考えております。

私たちの町は特殊なのでありますけれども、当初、昭和58年当時は600人収容の規模だったんですが、たしか平成15年にもう600人増やして、1,200人規模に変わって、16年のときに1,800人規模まで伸ばすという形で、最後の工事が来年3月で終わって、1,800人収容者の規模になってきます。ただ、現在は1,000人程度でとまっておりますのと、1つの要因として考えられるのは、刑務所官舎が実はでき上がっていない。職員を増やしたくても官舎がないので、収容者を増やせないのが1つにある。これが民間委託の形で業務を請負うことで1,800人の規模になってくれれば、これはうちの町にとっては大変有利な話です。

平成17年の国調の中では、収容者の方は700人でありました。あと、考えられるのは、22年の7月にもう一回国調があります。そのとき、1,800人になってくれれば、交付税がその分もらえるわけです。これがいわゆる官舎を含めた国の都合の中で、なかなかそこが進まないんだとすれば、一気に民間委託でもってその道が開けるとすれば、これは大きなメリットになるだろうと思います。

1つデメリットとして考えられるのは、二百数十人になるだろう刑務官の人が、全員うちの町に住んでくれたら、一番高い住民税を払ってもらえるわけです。これが民間委託になって、私たちの町の町民の人が請け負うにしても全部請け負えるわけではないですし、そうなったときの町民税その他を考えると町財政を考えたら、これは本来的には高給をとらう国家公務員である刑務官の方が全員なって、うちの町に住んでくれることが一番いいと思っているんです。

残念ながら、今の実績で言いますと、600人収容のときの150人の職員の皆さんのうちの6割、90の方がうちの町に住んでくれておりまして、現在、職員が200名に増えまして、同じく6割の

120人がうちの町に住んでくれております。4,000人の町というのはそういう意味では、すべての職員の需要を賄い切れるだけの、いわゆるインフラがないんだという意味では、あきらめるところもありますけれども、その辺がメリット・デメリットとして考えられるのかなと考えたところでありまして、民間委託に当たっての自治体の関与という話であります。美祢市のお話も浜名市の話も構造改革特区という形の中で、自治体を中心となって相当な計画を練ってやられる。そうなってきますと、3年ぐらいはかかるでしょうという話でありますし、そこまでうちの自治体が能力を持ってやれるのかということ、かなり疑問の点もあるとは考えていたところでもありますけれども、自治体としては、収容者が1,800人になってくるところで、これはどういう形であっても最大限の協力と関与をしていきたいとは考えていたところでありまして、これで約10分が経ったんでしょうか。ありがとうございます。

小幡主査 櫻庭町長、どうもありがとうございました。それでは、せっかくいらしていただきましたので、ただいまの御説明を中心に、それ以外にも、刑務所と一緒に育ってきた町とも言えるかと思うので、我々の方から質問等いたしていきたいと思っております。専門委員の方々、御自由にどうぞ。

では、本庄専門委員をお願いします。

本庄専門委員 いわゆるB級の施設、犯罪傾向が進んでいる収容者を収容しているところで民間委託を拡大するということについては、どのようにお考えでしょうか。

櫻庭町長 先ほども申し上げましたとおり、私たちの町の中で、例えば逃亡したとか、そういう人たちがいて、そういう人たちが定住して、いわゆる犯罪者の町になっていったとかというのは全くと言っていいほどないんです。そういう意味では、B級だろうがC級だろうがD級だろうが、いわゆる塙の中でのきちっとしたルールの中で民間委託をされるという部分については、全く違和感を持っておりません。

小幡主査 先ほど、町民感情として刑務所に対して反対というのはずっとなかったというお話でしたが、それは今までの刑務所のことですね。脱走等の問題もなかった。美祢等で民間委託されているのは、犯罪傾向の進んでいない受刑者を対象としていまして、そこで、まず民間のPFIというのがなされたわけなのです。今、町民の方々が全然反対ではないとおっしゃったのですが、民間が刑務所に多数入って管理するという状況については、どうでしょうか。まだそういう御説明を町民の方にはもちろんしていないから架空の話ですけども、余りそれも違和感がないでしょうか。民間がやるということについて。

櫻庭町長 私は全然違和感がないと思っています。月形学園という少年矯正所だと3か月以内に退院をされていく人たちの施設ですから、勿論塙がないんですけれども、そこうちの町のつながりというのは、開かれた施設ですから、更生保護婦人会ですとか、篤志面接員ですとか、そういう人たちが随分関わって、歴代学園長でよく言われるのは、月形の持っている地域としての教育力はほかの町にないですねというような話をされていました。

ただ、月形刑務所に関する町民の感覚というのは、それとは全く別で、塙の中に全部いますから、一般町民がそこを見られるわけではないです。ただ、一般町民の人が施設見学をさせてくださいと言うと、かなりオープンに見せてくれますから、そのときには塙に行きますと全部かぎがかかって

いまして、ずっとがちゃんがちゃんの繰り返しでいくわけです。それはもう完全に、いわゆるそういうことに関しては安全だという認識というのは町民はみんな持っていますから、どの部分が民間委託になるかは別としても、そういうルールと決まりの中になっっているということは体感として持っていますから、そこでもって安全が脅かされるだとかという反応には、自信を持って、絶対ならないと思います。

小幡主査 今、どこの部分を民間委託するかというお話がございましたが、多分収容の受刑者の監視でありますとか、刑務所内の警備、そういうメインのところをするとか、あるいは矯正教育とか職業訓練といったものというのは、そもそも比較的民間委託になじむと思うのですけれども、その収容監視とか刑務所内警備という部分も余り問題なかるうということなののでしょうか。

櫻庭町長 はい。

小幡主査 わかりました。いかがですか。

本庄専門委員 済みません、ではもう一点、お願いいたします。自治体の関与ということについて、美祢市あるいは山口県の方では、相当力を入れてやられていたと思います。それは1つには住民の方への丁寧な説明ということがあったと思いますが、もう一つは、地元の人が刑務所に積極的に関わっていくことを自治体としてサポートするということがあったかと思うのですけれども、そういったことについてどうお考えでしょうか。今まで刑務所に関してそういったことは必ずしもなかったのかと思うのですが。

櫻庭町長 美祢、浜田に関しては、私も文書なり何なりを読ませてもらったときに、自治体の関与をしていく中で、地元きちっとお金が落ちていくというような経済的仕組みという部分を、ちゃんと大手の人たちもそこに気を配ってくるという形でやられていると思うんです。

ただ、そういう意味で考えたときに、月形刑務所とうちの関係というのは、かなりドライだと思います。ですから、地元の食材や何かを使えるかということ、600人分の同じ切り身を600そろえられる食材会社はうちにありませんし、今までの中ではそういう意味では極めて薄い関係にあったと思うんです。

ただ、今、起きている1つの事例としては、例えば食用油をバイオディーゼルの燃料として知的障害者施設がもらい受けて、トラクターの燃料として使うだとかという部分が、民間委託は別として進んでいるんです。堺外に4,000人しかいないのに、堺の中に1,800人いるわけですから、何か民間委託をやることで、この人たちを含めて町内で資源循環だとかリサイクルだとかいるんものを考えたときに、可能性としてはすごいというものがあります。そういう意味で、自治体がもう少し関与できて、そのことでよけい町民が夢を感じるような関与ができればいいと思っています。

小幡主査 そうすると、今は少年院の方はオープンになっているけれども、刑務所自身は町の中で1つのブロックが、何とか閉鎖的な領域としてあるという感じですね。普通の町民と余り関わりがない部分ということですね。

櫻庭町長 はい。それは多分そうだと思うんです。堺の中のそういうところはないんだと思うんです。ただ、かつてなったときは、刑務官の方たちも全員が若かったですし、彼らがいわゆるスポーツなどでスポーツ参加をしてくれて、うちの町で全く伝統的に持っていなかった柔道だとか剣道

だとか、そういう人たちが来てくださって、いまだに剣道連盟だとか柔道連盟だとか、そういうものがうちの町にあって、全道でもかなり優秀な子どもたちがいるわけですが、彼らが指導官になってくれているというような部分がありますし、全く違う文化を持った若い人たちが来たことで、町民にとっては一種のハレーションが起きたんですが、今、振り返ってみて、決して悪いものではなかった。うちの町は純然たる農家の町としてあったところが、違う文化が入ってくることでみんなの勢いがついたというか、そういうものが間違いなくあったと思います。

ただ、経年経過の中で、かつて若かった刑務官の人でもだんだん年をとってこられるというようなところで、町と刑務所の職員の人との交流という部分を考えてときに、当初よりは薄くなったのかなというような感じがしております。一部、民間の人が入ることで、そういうところの交流から町の中でももう少し違う交流というのが出てくるのではないだろうかとは逆に期待をしているところ。

小幡主査 今、刑務官の方の官舎というのは、町内につくられているのですか。

櫻庭町長 はい。

小幡主査 何人ぐらい刑務官がいらっしゃるのですか。

櫻庭町長 今は200人だそうです。600人収容のときに150名で、当初は全員が刑務所官舎に入られたと思うんですけども、だんだん町外に出てきまして、おうちを建てるのは月形町ではなくて隣町。そんな感じの中で、90人の方だったんですけども、現在、急に収容者も増えていますから、1,000名まで増えて、刑務官の方が200名になった。そのうち、町内に住んでくれている方は6掛けの120名ということになります。

私としては、本当の本音を言いますと、例えば1,800人になって、250名の職員になったときに、全員が月形町に住んでくれるならば、民間に委託する必要はないんです。それだけの官舎を早く建ててほしいと思いますし、私の町に職員が住んでくれれば、一番高給取りの国家公務員の方がうちの町にいるわけですから、町民税を含めた経済効果というのは一番あるわけです。でも、そうではない御時世なんだろうと思いますし、どこかでコストというものも考えていかなければならないんだとしたら、それは受け入れるということでありませう。

内山専門委員 我々は美祢のPFI刑務所をつい先日視察に行ってきたんですが、そこで非常に印象的だったのは、必ずしも完全に進んでいないところはあるんですが、刑務所のさまざまな施設の民間への開放と言いますか、例えば食堂ですとか、医療施設とかも完全に実現はしていないんですけども、その方向であるとか、あるいは先ほどおっしゃった武道場、子どもに対して武道を教えるとかといったようなことが進んでいるというのが印象的だったんですが、そういうものに対する期待というのはございますか。

櫻庭町長 余り想定をしていなかったんですけども、剣道場については先ほども言いましたとおり、刑務所の中の刑務官の人たちがされる剣道場、柔道場に行って、少年少女の人たちがそこでやっているというのは実際あります。

刑務所内病院の話については、まだ北海道月形刑務所につきましては、たしか固定した医師が多分いないと思うんです。逆に収容されている方が、うちの町立病院に来て診察を受けているというような状況でありますし、基本的には施設の中、塀の中にあるものを町民が利用するというのは、

全くうちの町民は考えていないと思います。

ただ一度、昨年だったでしょうか、うちの町に強い大風、季節外れの低気圧というのが来まして、夏だと台風と言ったんでしょうけれども、そのときに月形学園の学園長さんが、もし町民が批難してきたときには、月形学園の体育館を避難場所として提供しようという話を後から私に聞かせてくださいました。これは大変うれしい話だったんですけれども、月形学園の隣に、うちは立派な体育館施設があるものですから、学園の体育館施設に入れるよりはうちの体育館に入れた方がいいだろうというのがあったんです。でも、そういう形で、ある施設をお互いに共有できるような関係があるとすれば、これは物すごくいいことだと思いますし、歓迎すべきことだとは考えております。

小幡主査 どうぞ。

荒川専門委員 刑務官では町民の方で、その刑務所及びその周辺の仕事で雇用されている方というのはおられますでしょうか。

櫻庭町長 約 20 名の方が、一部運転手ですとか、経理事務などの形で入ってしまっていて、約 20 名のうち、うちの町からは多分 1 ~ 2 名だと聞いておりました。残念ながら、人材派遣だとかという形で、4,000 人という町ではなかなかその会社が現実的には立ち上がらない。ですから、隣の大きな市の人材派遣会社に人を頼んで、そこからというような話になってきまして、私たちとしては、できることならば早くうちもそういうのを立ち上げて、刑務所さんの委託を受けられるようなところをつくりたいとは思っているんですけれども、やはり正直言いまして、刑務所の委託という話になってくると、コンプライアンスだとかいろいろ意味でも、より規律という部分では縛りがあるんだろうと思っていますし、すぐそこに参入できるとは思っていないという部分はあります。

小幡主査 今、4,000 人の人口とおっしゃいましたけれども、町民の方のなりわいのほとんどは農業ですか。

櫻庭町長 はい。かつては周辺の中核都市的な意味合いがあったんですけれども、モータリゼーションという形の中で、うちの町の町民も隣の岩見沢市は約 10 万あるんですけれども、そこに買物に行くというようなことで、商工については相当落ちぶれてきまして、経済の中心として考えられるのは間違いなく農業でありますし、先ほど言いました刑務官のウェートというのはかなり大きくて、今度の国調で 1,800 人の収容者がいると、約 6,000 人の町になるんです。そのうちの刑務官と収容者を合わせると、2,400 ~ 2,500。実は 4 割が矯正の町なんです。

それと高齢者人口比率が 4,000 人のうちの 33% なんですけれども、このうちの刑務官の人の数を引きますと、純然たる月形という話になっていきますと、40% を超すのではないのか。そういう意味で考えても、やはり矯正施設としての職員の人たちが、随分経済の底支えをしてくれているのだという実感をしているところでありまして、矯正と年金の町と言った方がいいかもしれない。

小幡主査 今後、例えば刑務所が民間委託などで、公務員ではなくて民間が雇うということになったときに、月形町の若い方が農業をやらなくても、要するに今は地方を出て行かれるような方についても、そういう刑務所関係の仕事に就くというようなことも考えられますね。

櫻庭町長 十分に考えられると思うんです。最初、刑務所ができたころ、町民の子弟の方で、何人かの方々が刑務官になったんですけれども、それ以降の中では、数えるほど、1 ~ 2 名しか刑務

官に募集をして採用されていません。そういう意味では、民間委託というような形の中で、もう一度、仕事がちゃんと見られて、中の様子もわかってという形の中で、そこに就労しようとする若者もいるでしょうし、逆に刑務官にあこがれて刑務官になるという方もおられるでしょうし、そういう意味では雇用という部分での機会としては、こういうことが制度化されればまさしくチャンスだとは思っております。

本庄専門委員 1ついいですか。

小幡主査 どうぞ。

本庄専門委員 済みません。PFIの場合は、特区法を利用してしまして、自治体から申請を上げてという形で一応やられているのですけれども、今回「市場化テスト」でやる場合は、必ずしもそういう形ではなくなります。その点で、地元の自治体として取組み方というのは特区法を使うという場合と何か異なるところがあるかどうかということをお聞きしたいと思います。

櫻庭町長 特区のメリットかどこにあるのかというのは、こういう刑務所の場合にわからないというところがあります。美祿市などの場合は、最初に道を開けるのが特区だったんでしょからやったのでしょけれども、あれは施設も全部民間のものですから、固定資産税が町に入りますね。刑務所の施設の固定資産税が私の町に入るならば、特区でも何でもやりますけれども、1つには3年ぐらいかかると聞いていました。そこにかかっていくだけの、いわゆる基礎自治体としての関わり方の中で、かなり苦勞するという部分がありますし、北海道辺りで特区申請をする場合は、どぶろく特区などと言って、町の名前を売るのによくやります。どぶろくをつくることで全国的に名前を広げようだとか、修学旅行生を受入れるファームステイ、農業体験をやるんで特区申請をやってという。刑務所の場合、美祿市などは別にして、うちの場合、既設である分、部分的なものを特区でやってメリットがあるんだろうかと考えたら、余りないような気がしております。

内山専門委員 その点に関してですが、特区だと特区法で自治体との緊密な連携を行うことといった条文があるわけです。先ほどからお話を伺っていると、自治体と刑務所との関わりというのは非常に重要だと思うんですが、こういった形で自治体の関わりを制度化していくというか、仕組みをつくり上げていくか、どのようにしたらよいとお考えですか。特区だと法律になっているんです。

櫻庭町長 済みません。すごく難しいお話だと思うんです。美祿市の場合も、多分全部が地域経済に及ぼすところで、美祿のものを使いなさいだとかという話にはなっていないと思います。概念として地元のものを使ってあげなさい、それは民間だからより可能性があるという話だと思うんです。法務省の場合は、かなりシビアに入札などをやりますから、うちの業者が入札に出してもその仕入価格よりも安い入札単価だというような話になったり、本当に構造改革特区でやって、うちの町の経済がダイレクトに潤っていくとは考えられないというのが実際のところあります。

もう少し時間をいただいて、その辺も含めて勉強させてもらえれば、もう少し違った、気の利いた御解答をできるのかなと思いつながら、現在そこまで答えることはできません。申し訳ありません。

小幡主査 私どもは官民競争入札ということで「市場化テスト」の方で、PFIの場合は、初めの施設の設計から大がかりに計画して、施設を建設して民間業者が刑務官と一緒に管理運営まです

るというシステムですけれども、我々が今回ここでヒアリングしている対象は、既にできている刑務所の運営について民間委託をするという形でできるかどうかということ議論しているわけです。そうするとシステムの、そもそも制度として特区と違って、地方自治体が手を挙げてというシステムになっていないのです。そういう中で、言わば法務省がここをやると決めて市場化テストに出すということになるものですから、制度的に地方公共団体とのリンクがないわけです。ですから、ちょっと気にはなっていて、どういうふうに地元との調整を付けていくか、あるいは地元の希望を組み入れて入札の条件とかも含めてつくっていくかとか、そういう辺りの問題になってくると思うのです。地元の食材を使うというのものもあるのかもしれませんが、多分民間業者が入ってくる場合には、包括的に入札の条件を定めて契約条件を定めてやりますので、かなりいろいろな地元からの要望のようなものも入れる形で、そういう仕組みも取れるのではないかと考えているのです。サンプリングとして、農業による地元食材を入れてもらうとかという可能性はあるのでしょうか。

櫻庭町長 これは実例なんですけれども、うちの町にある知的障害者が初めて納豆工場を立ち上げましてつくったときに、実は固定的な需要がなかったんですけれども、刑務所所長さんにお話しをしていただいて、1,000人の人たちが1,000食分を1週間に1回だけ取ってもらうという形で、障害者の人たちの最低限の維持していくための経費がそこから生まれたという部分では、知的障害者の就労機会をちゃんと刑務所さんがチャンスを与えてくれたという意味で、私もすごい感謝をしているんです。

小幡主査 今もそれはやられているのですか。

櫻庭町長 はい。続いています。だから、私たちの気がつかない部分で、結構そういうところがあるのかもしれないんです。今はそういうことも一切私たちは知らない状況にありますから、いろんな業務や何かの中で、これは地元の方が有利だとかというものがあったりすれば、うまく活用していくというのは大変私たちとしてもうれしい話ですし、先ほども言いましたけれども、月形樺戸集治監というのは全国で3番目なんです。明治12年に東京と宮城にできまして、その後、明治14年に樺戸集治監という形で北海道で一番先につくった集治監ですので、今回の「市場化テスト」も是非私の町でやってみたらどうでしょうか。

小幡主査 本庄専門委員、どうぞ。

本庄専門委員 先ほど食材のことに言え、美祿などでは伝え聞くところによると、必ずしも採算ベースに乗らなくても、一定の割合は地元から食材を調達しているということで、それは契約の仕方次第かということもあるかと思います。逆にこの間施設にいたときに御説明を受けたのでは、山口県などでは、竹の割りばしをつくる作業というのを刑務所に提供するという形で施設に貢献をしています。PFIでは、作業量の確保というのが一番大変だと言われていて、刑務所作業の内容をきちんと確保する、既存のところでもすごく大変なんですけれども、それが非常に大きな課題になっている。それを自治体の方でアレンジをして提供をするということまでされているようなのですが、そういったことまでやられるというお考えはございますでしょうか。

櫻庭町長 考えとしてはあるんですけれども、うちの刑務所が1つには刑務官の人の数が足りないという部分と、もう一つが、収容者の人の仕事の確保という部分があると思います。所長さんな

どのお話を聞くと、仕事がなく、十勝から持ってきた小豆を大の大人がピンセットで選んでいるとか、こんなことをしなくてもいいんですけども、仕事を確保するためにそういうことをしていたというのがあったり、私の町としても、実は事例として1つ紹介をしたことがあります。いわゆる古い布きれを区分けをしてという話で、そういう会社を紹介して工場誘致をして、あらかじめ決まったんですけども、実はその古着の中に収容者の人の必要とするようなたばこだとかそういうものが入っていたということがあって、刑務所さんの方からこの仕事はだめですというのがありまして、そういう意味では、刑務所の中に仕事を探すというのは緩くないと思います。

これは本当にそのことがないと、来い来いと言ってもなかなか来てもらえないということがあるんだと思うんです。

小幡主査 それでは、そろそろ時間でございますが、何かありますか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

小幡主査 それでは、遠いところを櫻庭町長様におかれましては来ていただきまして、ありがとうございました。大変参考になりましたので、今後の我々の議論に生かしていきたいと思っております。どうもありがとうございました。

櫻庭町長 どうもありがとうございました。また機会があったら呼んでください。

(月形町関係者退室)

小幡主査 続きまして、民間事業者からのヒアリングとして、セントラル警備保障からのヒアリングを行いたいと思います。セントラル警備保障は、PFI刑務所事業にはまだ参画していませんけれども、警備業界大手4社のうちの1社ということです。

それでは、説明者の入室をお願いしたいと思います。

(セントラル警備保障株式会社関係者入室)

小幡主査 本日は、セントラル警備保障システムソリューション営業部の近藤PFI事業推進室長、大石次長、三谷課長代理、鈴木係長にお越しいただきました。

我々は刑事施設への「市場化テスト」導入ということで考えておるのでございますが、まず初めに「刑事施設への官民競争入札等の導入」につきまして、10分程度で御説明をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 セントラル警備でございます。当社の場合は、システムソリューション営業部の部長を私がやっておりますけれども、その中の業務の1つに、PFI事業を進める部隊というのを昨年の春立ち上げまして、いろいろな事業を入札に参加しながら進めているというところで、今回「市場化テスト」に対して当社側がどういう見方をしているのかということで、実は「市場化テスト」ということに参加したことがないものですから、果たして私どもの見方で合っているかどうか、ちょっと自信がないところがありますけれども、我々の方で見ている見方から考え方を話ししたいと思っております。

まず第1番目に「市場化テスト」はどんなイメージかということ、要は今までやっていた業務をいかに安くするかということで、非常にコストに重点を置いた、言ってみれば入札法ではなからうかと考えております。

警備業の場合は、とりわけ発注者側から警備業に来る部分では、警備の請負ということで、言わば人の警備の部分が圧倒的に多い状態になっております。そうしますと、中身としては、こういった警備について、あなた方は幾らでやりますかという問いかけにおける入札というような形になってくるわけですが、現実的に「市場化テスト」に入るときも、競争入札者の部分において、ほとんど大きな制約がないものですから、例えばベスト5に入る会社と、200位、300位の会社というものが、何の制約もない同じ土俵で競争ということになりますと、基本的にはなからもう難しいと実は見てしまっているところがございます。

本来、私どもはPFI事業をしておりますから、その延長線上、あるいはその手前で「市場化テスト」ということについても非常に大きな関心があり、何回かトライしようと思っていたんですけれども、やはり周りの意見なりあるいは情報を聞きますと、あなた方のコストでは太刀打ちできませんという意見が圧倒的に強かったものですから、なかなか入る機会がなかったということが、正直なところ現状でございます。

したがって、今後こういった事業をやる場合に、いわゆるPFIも若干そういうところがあるんですが、例えば同じような規模の中における競争、そこにおけるコスト競争ということで、どれだけ安くできるかということであれば非常に強い関心があるんですけれども、無制限における競争ということになると、今後も当社としてみれば、その部分だけということになると、出にくいのかなという点がまず1つ挙げられます。

2つ目に、刑事施設ということなんですけれども、これは私どもとしてPFI事業でこれから実は重要なターゲットとして刑務所のPFI事業に何とか入札に参加していきたいということで、今、各種の勉強と情報収集とどうやってトライするかといった社内の体制づくりながら進めている最中でございます。

実は、こういったところにおいて私どもが非常に強い関心を持っているという部分については、PFI事業というのが、言ってみれば、その中における、どういう形でどんなものをつくってどういうふうにするかということについて、そこに大きなクオリティーとコストを求められるということになりますと、私どもの会社の中から見ると、クオリティーとコストを合致させた形の提案という形で持って行って、それで入札に参加するというのが非常に評価していただける部分ではなからうかと思えます。そういったレベルでの競争であれば、大変非常に強い関心があるというところでございます。

したがって、刑事施設における「市場化テスト」という部分においては、ただ単にコストということではなくて、あなた方はこの施設について、どういう警備、あるいはどういう機器を持ち込んで、その場合にこんな人数でやって、そうするとどういうふうになりますかといった比較的幅広い問いかけ、そういった形の中身で言っただけならば、大変強い関心があるし、是非出てみたいと思っているんですが、今のところ私どもでつかんでいる情報では、それはPFIであって市場化ではないと言われているものですから、もしそういうことあれば、できればもう少し「市場化テスト」の求められる中身の範囲を広めていただいて、私どもとしてこう考えるんだという、いわゆる企画面をできるような、またその企画を実施できるための機会というものは、こうやって考えていけば

トータルコストはこれだけ安くなります、こんなレベル、中身で対応していただければ大変ありがたいと思っております。

次に、そういった前提に立って、刑事施設について私どもがスタディした内容を踏まえて、鈴木の方からどんな形だったら具体的な業務を受けられるのか、あるいはこういうのは非常に難しいんですというところを御説明したいと思っています。

鈴木係長 それでは、私の方から、あらかじめ送らせていただきましたレジユメの3番の部分なのですが、恐らく、本日ヒアリングを受けるにつけて、今、近藤が説明した刑事施設の前段の部分を我々がクリアした上で、どういう業務内容でどういう立て付けでやったらあなた方は出られますかということだろうと思いますけれども、ここを少し具体的に御説明させていただきますと、刑務所は過去のPFI事業でありますとか、モデル事業としてやられた宮城刑務所の例などを拝見いたしますと、いわゆる特区業務の部分と、特区業務外の部分とに大きく分かれているかと思えます。

特区業務以外の業務、いわゆる塀の外側の業務につきましては、業務内容を見る限り、我々としてちゅうちょすべき内容というのはほとんどございません。人権的にどう配慮すべきかとか、もう少し業務的にできる、できない等はちょっと違ったレンジでまた検討が必要ですが、業務を見る限りにおいては特段の心配はしておりません。

特区業務につきましては、個別具体のものについては2枚目に少し詳細に記載をさせていただきましたけれども、幾つかのカテゴリーに分かれるかと思えます。警備業務であったり、教育に関わる部分であったり、総務業務と言われるものであったり、医療に関わる部分であったりです。

その中で、当然我々として一番に関心を持つのは、警備の保安の部分です。先行事例などを見ておりまして、同業他社さんの動きなどを見てみると、総務業務に関わる部分についても警備会社が一定の役割を担っているという例もございますけれども、それぞれの業務でどれがどのレベルだったかというのを仕様書を読み砕いた上で、また質疑をやってみた上で、我々としてできると判断すれば、エントリーはできるんですが、例えば1番目の被収容者の着衣・所持品及び居室の検査並びに健康診断というカテゴリーについても、過去の例では受刑者が衣服を身に着けたままの状態、いわゆるボディチェックみたいなことも仕様書に盛り込まれておりますし、その辺りで我々として、正直刑務所というものがどういう世界なのか、また受刑者という者がどういう人たちなのか、我々なりに法務省さんをお願いして先行事例の刑務所の中を拝見はしたりはしましたけれども、十分に承知し切れておりませんので、それぞれの個別具体の刑務所ごとに、A級だったらここまでできるけれども、B級だとこれ以上難しいとか、そういう判断を個別にしていきたいと思えます。

業務の内容につきましても、個別にどこまでだったらできるのか、それ以上だったらできないのかというものの判断が迫られてくるんだろうと思っています。ですから、特区業務に法律的な根拠があって、これを民間でやって差し支えない内容だと法律上そういうふうにはなっていない、それが果たして我々としてどうとらえて、どこまでだったらだれと役割分担してやるべきかというところの検討というのは、個別個別の事業において検討しなければならないところだと考えております。

もう一つ、今も御説明しましたけれども、業務内容がどのような内容なのかというものと併せて、どのような施設なのかというものも検討の材料としております。過去の事例ですと、A級の刑務所に限ってPFI事業として公表されておりますけれども、A級の刑務所であれば、割と収容されている人たち等々をかながみてもできるかと思えます。美祿社会復帰促進センターの方も拝見いたしましたけれども、実際にどんな方が収容されているのかというところまで見学させていただきましたが、そんなに我々がわからないから心配していた部分というのは、割と心配し過ぎたかなという感想を持っている部分もあります。

ただ、A級であれば何でもいいかということになると、やはりまた厳しいところがありまして、例えばAだからと言っても、LA級のような、収容されている人たちがかなり偏った施設であったりということになると、ちょっと検討しなければいけないかと思えます。

「慎重な検討を要する」というのが 下に書いておりますが、B級でありますとかLB級と言われる収容施設については、A級と比較してかなり犯罪傾向が進んでいたりとか、累犯者であったり、また5年以内に再犯を犯している等々の受刑者、収容されている人たちの収容状況をかながみると難しいかと思えます。

W級につきましては、我々セントラル警備は約3,400名社員がおりますが、女性の警備員というものをそんなにたくさん抱えておりません。また、そんなにたくさん応募も正直ある職種、業種ではございませんので、女性刑務所に特に特区業務、堀の中の業務を求められると、やはり収容者が女性であるがために、そこに従事する職員も女性でなければならないという事情が出るでしょうから、この警備員を確保するとか、当初に確保できても事業期間にわたって確保し続けるということが課題になりそうだと考えております。

M級・P級の刑務所は、数年先になるかと思えますけれども、昭島で国際法務総合センターなるものが計画をされて、そこがこういったM級・P級を収用する刑事施設も含まれると聞いておりますけれども、こういう人たちに対する我々のできることというのはかなり限られます。先行の事例などを見てみますと、身体障害者に対するケアというものも民間事業者の業務の範囲に含まれてはおりますけれども、例えば入浴補助のカテゴリーにおいて、先行の会社さんにヒアリングをいたしますと、ホームヘルパーの資格を警備員が取って、そのヘルプまでしているとか、そういうことまで聞いております。

それが我々にとって専門かということ必ずしもそうではありませんので、こういったところでもできるできないの判断というものが出てくるかなと思えます。ただ、だからすべてできないかということではなくて、M級とかP級の刑務所においても、彼らをお世話する、いわゆる経理夫という人たちが、A級に該当するような方たちが多く含まれるということですので、彼らを専門に処遇する収容棟であるとか、内容によってはまた検討の余地はあるかと考えております。

2枚目の下のところに、検討のポイントというもので要点をまとめましたけれども、我々が何を危惧するのか、わからないがために危惧し過ぎているということも確かにあるんですけれども、警備員が単独で、すなわち民間事業者が単独で行う作業であるのか、刑務官とともに行う業務であるのか、これは我々の警備員の安全の問題です。

被収容者との直接的な接触の程度。

3番目が実はかなり重要なところなんですけれども、本来警備会社が行うべき業務なのか、無理なくできる内容であるのかというところになります。

先行の事例などですと、宮城の例だと、運転業務があって、その車両の管理であるとか医療事務等々の内容もあって、またそれを1つの会社で受けてくださいというような立て付けだったかと思えますので、そうなるともう仕様書を見た段階で、我々としても難しいかなという判断になります。ですから、おおむね仕様書を見れば、できる業務なのかできない業務なのか、またその業務内容に限らず、先ほど近藤が御説明したことも踏まえて、出て勝てる仕事なのかどうなのか、企画書を書く総合評価型のもので、かなり手間と時間と費用をかけて入札に参加いたしますので、そのロスも非常に大きなものになりますから、出たら可能性があるのかどうか、そこを冷静に見極めた上で、仕様書が出た段階でほぼ出られる、出られないというのは判断がつくと思います。

以上です。

小幡主査 よろしゅうございますか。ありがとうございました。それでは、今の御説明につきまして、こちらの方から意見、質問等申し上げたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、私から、特区の場合はPFIということで、要するにSPCをつくって施設の建設という建設会社を巻き込んで、警備会社が運営をとというたて付けでしたけれども、今回既存の刑務所についての「市場化テスト」というのを考えて議論をしているわけですが、当然施設自体はもうできているわけですから、そうするとまさに運営というところでこの警備会社さんなどにやっていただく仕事が多いということになるわけですが、今、特区の中で業務を分けられました、これは外と内というおっしゃり方をしましたが、特区法で特別にできるようになった業務という意味ではないのですね。

鈴木係長 特区法に規定されてできるようになった業務を仮に今の説明の仕方だと中の業務とカテゴリー分けしています。

小幡主査 そういう話ですか。今回「市場化テスト」の方では、特区法でなくても、公共サービス改革法という法律の下で、特定公共サービスということで位置づけますと、まさにそういうものも民間の方もできるようになるというシステムになっていますので、特区でできている業務というのが、法律上も民間事業者さんが「市場化テスト」の枠内であるとできるというシステムになるわけなのです。

ただ、今の御説明では、法律でできるということになって、

鈴木係長 すなわち我々が「市場化テスト」をやるかというのはまた違うレンジでの判断になってくる。

小幡主査 というようなお話ですか。それは実はPFIの美祿などについては、要するに犯罪傾向が進んでいない受刑者が対象になっているわけなんですけれども、例えばそれが犯罪傾向が進んでいない受刑者という要件がなくなって、もう少し広い場合には、まさに今おっしゃったように、こういうものができるということになって、受け入れられるとはなかなか言いにくいという話になりますね。

鈴木係長 それは犯罪傾向が進んでいない業務、刑務所に限るという法務省告示があって、今そうなっているわけですね。

小幡主査 特区の場合はそうですが、今回は別ですからどうなるか、勿論これから議論する話ですけれども、とりあえず、既存の刑務所ですから、いろいろな受刑者が今いらっしゃる。どこに「市場化テスト」を導入するかというのはこれから議論していくということなのです。ですから、まだ議論中ですけれども、その要件が必ずしもかぶるとは限らないということにはなりません。そうなったときに、民間事業者としてはなかなか難しいかなというようなことでしょうか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 別に、今の段階で難しいということで決めつけているわけではなくて、ただ、社内的にそういった警備をやる現場の意見を聞いてみますと、いわゆる受刑者と直接接してみたり、あるいは受刑者に対して何らかのアクションをとるとということに対しての抵抗感が正直言ってあるんです。ですから、分け方がなかなか難しいんですけれども、そういった接点がない前提で、施設を守るといって、たまたまそれが刑務所だったという部分の場合と、いわゆる中の業務もやはり合理化を図ることを考え、そういったところも含めて民間の方に一部委託する。そういったところについて入ってくるということになると、かなりこれについては、具体的にどういう業務なんだということを案件ごとにきちんと整理した上で、今回ここまでですということをして社内きちんと表示しながら、やるかどうかという判断をすることになるかと思うんです。

ですから、それがまだ具体的にディテールまで詰めているケースがないので、多分こんなところならば、社内でいけるかと、ここから先にいくとなかなか難しいところが出てきて、一番単純なのは、夜間に施設の巡回で、例えばそういった房の中の周りを回る業務というのが1つの議論になるんです。ここで何かあったとき、では警備会社はどこまでやるんだろうということになると、何か異常があったときに、そういった辺りも含めて、そこまで果たして当社が受注するべく運動して結果取れたときにやるのか、そういう業務を避けるのかという、この辺はかなりまだ議論が実は煮詰まり切れていないところがあります。

内山専門委員 現在の特区の刑務所において、既に美祿をごらんになったということでおわかりと思いますが、実際の民間の方は、例えばの話、脱走者が出た場合に、その脱走者を追いかけてここに脱走者がいるぞと言うことはできるけれども、そこで捕まえることできません。それで捕まえるのはあくまでも刑務官を呼んできてやるということになります。直接の接触というのはどこまでを指していいかわかりませんが、そういう意味での直接的な接触はできないわけです。もう多分法制的にこれは「市場化テスト」でも無理だと思うんですけれども、そういう場合、その程度でもちゅうちょをお感じになるということですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 今の私の立場から見ると、そういったものも当然やるべきではないかということなんですけれども、正直言って現場の方からは、そこら辺については、やはり身の危険を感じたり、あるいはそこまでやって本当にどうなんだろうかということまで入って行って、今、例えばおっしゃられたように、では逃亡者がいた、どうやってブロックするのと、ブロックするときにコンタクトはないのと、でもそれはだめだよなと言っても、では一体何をやればいいんだという部分で、なかなかまだこういった事業が根づいていないということでもあるし、

例も少ないということもあって、不明瞭な部分があるので、ちょっとちゅうちょがあるということなんです。

それは具体的に線がもう少し引かれてきて、多分きちっとしてくるんだろうと思うんです。そうなってくると、かなりトライしやすくなってくると思うんです。

鈴木係長 その直接的な接触というのは、直接手と手が触れ合うという距離感だけではなくて、多分、今、内山さんと私のこの距離感で、手を伸ばせば届くとか、2～3歩行けば届くとか、そういうところまで塀の中の業務だとやはり危惧しておりますので、ましてそれがB級刑務所等々となればなるほど、慎重な議論が必要になってくる。

また、我々にとっても、私の説明も見学したり、勉強したり、ヒアリングしたりしてはいても、想像の域を脱していないところがありますので、正直B級の刑務所というのはどういうところでどういう方が収容されているのか、MやPはどのようなかということまで十分な、言ってみれば見学なりそういったところまでが十分にされておられませんので、オフィシャルな見解というのが我々としても出し切れない。なぜかと言うと、何もわからないからというのが正直なところなんです。ですから、その辺りをもし将来的に広くやっていこうということになれば、我々も含めて興味のある会社ももう少し前広に中のことを参観なり、見る機会がいただければ、もう少し具体的な議論も社内ですべてできるのかというイメージを持っています。

小幡主査 どうぞ。

本庄専門委員 実際に見学されたところは美祢だけですか。

鈴木係長 そうです。美祢だけです。一通りお願いはしたんです。女子刑務所も見たいし、B級も見たいし、少年刑務所も見たいし、矯正施設も見たいしというようなお願いは、やはりはいどうぞというわけにもなかなかいく施設ではありませんから、どうぞどうぞというわけには当然いきませんので。

本庄専門委員 では、今のところ、なぜB級とA級が区別できるかというのは想像の範囲でということですか。

鈴木係長 想像と資料の範囲です。

本庄専門委員 そうですか。わかりました。

小幡主査 当然「市場化テスト」になりますと、単純に価格ということではなくて、例えば機械の持込みも含めて、創意工夫でどのようにやっていただいたら一番効率よく施設の管理ができるかというような観点から、機械の導入というようなことも含めて入札をしていただくという話になると思うのですけれども、そういう意味では、かなり高度なサービスの質を設定した上で、ある程度包括的にという話になると思うのです。ただ、監視にしても機械を設置するとかいろいろ考えられますけれども、刑務所の警備業務の場合に、既にもう機械がある程度あって、それを使って警備してください、具体的な監視をしてくださいという委託の方法と、もう一つは、全部初めから、それは施設の建物自身は従前のままとしましても、手法として全部機械を変えて、御自分の一番やりやすいものを御提案いただいて、機械装備全部含めて委託ということと、例えば方法が2つあると思いますが、それを民間の方から考えますと、どちらの方がいいですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 もう明確に後者の方です。そちらの方に御提案させていただきながら、逆に言えば、それによってはこれだけの業務であれば、例えば当社でやれば10人あるいは15人かかりますと、こんなところも含めての御提案をさせていただく形が一番トライしやすいというところは間違いないです。

小幡主査 そうなりますと、要するに委託期間にもかかわりますが、機械を設置すると、交代のときにまた機械を全部取り替えるとか、そういう話になってくる。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 可能性はあります。

小幡主査 これは何か事業者の交代ということもあり得べしということで、何か良い方法はありますか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 通常、私どもが機器を持ち込んで警備するということには、大体こういった機器というのは5年間で1つの期間になっているんです。5年の中で、幸い償却というと償却し切れるのかどうかは置いておきましても、計算上償却を5年と見て、その分を警備費の一部としてコスト計算をし、それに人の警備を加えたもので金額を出していただくという流れです。

その5年が経ったときには、前提としてその機器を私どもが言ってみれば理論上取り外して持って帰ってない状態にしておくというような想定の上に、これは一般的な警備会社がどこでも警備をやるときに、機械警備をやるときに使っている考え方で、当社以外でも恐らく今、私の御説明であればそういった答えになるのかと思います。

小幡主査 その場合、もし続けてその社が取った場合はどうですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 その場合には、機器の部分は一応計算上償却は終わった部分になっていますから、その部分は当然コストダウンはした上で、ただ、メンテというか維持をしなければいけないという問題があります。壊れたらその費用の中で取り替えなければいけないという契約になるとすれば、その分も見込んだ上でということになりますけれども、一般的には金額的にその分は下がるというのが前提です。

鈴木係長 総じて、そういうメンテナンスのところまで含んで、ライフサイクルコストは当然追求されるでしょうから、前提としては、我々が機械を入れるときには、お買い取りをいただくという方法もあれば、持込備品として持ち込むという方法もあれば、リースみたいな方法もあります。ですから、持込備品という形になれば、我々としてライフサイクルコストを追求しながら、なるべく長期に機械をもたせられるようにやっていきます。ですから、その償却とともに、今度はメンテナンス費が上がって行って、実はバランスは常に一定ぐらいでとれるとか、そういう計算の仕方をします。

小幡主査 内山専門委員、どうぞ。

内山専門委員 機械系システムも含めてやると、参入してもよい、興味が湧くというお話だったんですが、そういったことであれば、創意工夫が発揮できるということなんですが、具体的にどういった点で創意工夫が可能かというのは、差し支えない範囲で何かお話しいただけますか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 例えば我々が一般的に施設を警備するということに、

ビルを想定すると、当社の警備であれば、お客さんの御意向で人のウェートが重い警備をしたいのか、機械を入れてイニシャルは高くなるけれどもランニングは安くしたいのかという、お客様側のイメージというか考え方があります。

そういったものも頭に入れながらということなんですけれども、例えば人を減らすということであれば、機械の部分でカメラのポジションも含めて、当初こういう形でやれば人の部分は減らせませすとか、あるいはセンサー関係であればこういうところに付けてもらえればかなり警備というのはしやすくなりますという形で、一般的に面積割りでカメラの材質を決めたり、センサーの数を決めたりするということになりまして、物理的にそれでカバーできるんですけれども、果たしてそれが合理的な警備あるいはクオリティーの高いものになるかというのは疑問なんです。

やはり拠点拠点で重要な部分がありますし、軽い部分もあるんです。重い部分についてはカメラの台数を増やしましょう、比較的安全な部分については減らしましょう、それによって重点チェックをしっかりやって、トータルコストを下げるというような、いわゆる設計工夫が各社それぞれ経験に基づいて持っておりますので、ではこの施設の場合はこういうふうにやりましょうというような提案ができるということで、そういった面でのクオリティーを逆に固定することによって、御評価いただくといったチャンスのあるような入札の方が大変トライしやすいという意味でございます。

内山専門委員 そうすると、例えば美祿ですと、もともとPFIでハコモノをつくる段階から民間が入るということを前提にやっていますけれども、今回既存のそういうことを前提としていないものに入るということなんです、これも本当にそれは情報がひよっとしたら不十分かもしれませんけれども、そういった既存の施設であっても、そういった機械などを持ち込むことによって、怠りない警備というのは可能だとお考えですか。それとも、何かハコモノというか施設自体の制約みたいなものがあるとお考えですか。その辺に問題はないですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 既存のものについて、例えば入札に参加しなさいということになると、もう入札の中身は決まってくるわけですから、そうなってくると、おのずともうコストだけで決まってしまうということがあります。

内山専門委員 私が申し上げたのは、施設が美祿などですと、設計と建物の配置とかそういう最初の段階から官民共同を前提としているのに対して、既存の刑務所はそういうことを前提としていない建物の配置、監房の配置などになっているわけです。そういうものについて、でも最新の設備を入れればそういった警備、監視などについては、そんなに問題が生じないとお考えですか。

小幡主査 要するに創意工夫が機械の設置の仕方とか、そういうところぐらいですか。

鈴木係長 おっしゃることはよくわかります。

小幡主査 発揮できる部分というのはあるかという問いです。

鈴木係長 例えば現段階で、死角の監視を刑務官がやっているということであれば、そこにカメラを付ければいいではないかとか、出入りの動線管理をいちいちだれか人が警備員が立哨をして身分証をチェックしているという無駄なことはないから、カードリーダーを付けようとか、そういう御提案をするチャンスがどれだけあるかというものも、今、既存の刑務所がどういう機械警備のシ

システムになっていて、どこに人が配置されていて、それぞれのミッションが何なのかというところが見えないものですから、それは一概に何とも申し上げようのないところではあるんですけども、何が提案できますかということと、先ほどから近藤が申し上げているのは、では人だけになったらセントラルさんは興味ありますかという問題と、今ごっちゃにはなっているんですけども、人だけで興味ありますかと言われるとなかなか難しいというのが我々の見解です。

小幡主査 刑務所業務は実は仕事がたくさんございますので、警備業務も含めて、例えば教育とかもいろいろあるので、そういうものを含めて包括的に民間にお願いするというやり方と、もう一つ、例えば警備だけを取り出して、1つだけではなくて、近辺の複数の刑務所を対象として委託するというような方法もあり得るのですが、そういうことは警備会社さんとしては、そういう複数の刑務所の警備だけをまとめると少し効率的になるとかというようなことはございますか。余りないですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 どうしても1か所1か所で完結しなければ警備業はいけないというところもありますので、そこにおける合理的な3つがあるから人が少なく済むということは、それぞれにやはり求められますので、売上高がどんと上がって、非常に考え方としてしやすいんですけども、やはり1件1件の積み上げで合計幾らという形になってしまうものから。

小幡主査 そうすると余りないですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 あるいは1個でも3個でも場所が違つと、もう全く別々の物件だという考え方をします。

鈴木係長 ただ、距離が近ければ、例えば巡回業務を1人用意しておけば、この時間はこちらを巡回して、この時間はこちらを巡回するという合理化ができるとか、機械警備も1個の監視センターで監視をし、1個のデポが対応できるとか、遠隔で機械警備をやると、そういうような合理化というのは、例えば運転業務などについても、ドライバーの確保をではどうするのかというのは効率的になってくる可能性としてはあります。

あとは、あらゆる業務を1社で個別個別に警備業務だけを抜き出して入札、教育だけを抜き出して入札というよりも、3号、4号の例のように、複数の業務のコンソーシアムを組んでやらせていただいた方が、その中でだれがどうリスク分担し役割分担をするのかというのが相談しやすいですし、不足があれば、ではこういう得意な会社さんを仲間にお迎えして、一緒にやって漏れなくこなしていこうとか、ですから、1社1社が無理をしなくて済むという意味においては、複数の業務の方がやりやすいです。

内山専門委員 済みません。最初に単にコストだけの競争になると余り興味がないとおっしゃったんですが、失礼ながら、各社さんのコストを決めるのは具体的に何で違って来るんですか。コストで太刀打ちできないとおっしゃるのはどういった点ですか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 人件費の問題になってくると、どうしても会社の大きさによって、例えば本社経費の大きさだとか、当社の場合だと常駐警備もやっけていて機械警備もやっけていて、現金輸送といったものもやっけていて、身辺警護もやっけていてという形になって、かな

り広い範囲をやっているものですから、例えば常駐警備だけやっている会社と比べると、当然間接経費が全く違ってしまうという局面というのがあります。

これは余り言うてはいけないと思いますけれども、どうしても比較的売上高が大きい会社というのは、割と社員教育を相当厳格にやっているんですけれども、比較的小さい会社は比較的その部分のウェートを軽くしているということで、我々はその教育時間というのは稼がない、つまり無稼と言っているんですけれども、その部分が大きい会社の場合と小さい会社だと、当然もう年間のコストというのは変わってきますので、いわゆるベースになる、スタート地点が大きくなり中身なり特徴によっても差が出てきているというところになってくると、幾らここで頑張ったとしても、こちらの方にはかなわないというところが実情としてございます。

鈴木係長 体制の問題と、あとは雇用形態の問題もあります。私どもはすべて正社員で採用しておりますので、例えば時給だとか日給だとかということと比較すれば、もう全く2倍も3倍も違ってきますので、そういうところが対象となれば、そういうところでもいいんだという立て付けの仕様書であれば、もう出てもしようがないかと思えます。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 これはそうはならないでしょう。刑務所PFIはそういうわけにいかないでしょう。

鈴木係長 そういうわけにいかないでしょう。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 当然ですね。

小幡主査 先ほど、被収容者との接触という話がありましたけれども、この資料の2枚目のところで、要するに特定公共サービスと法律で書く公権力の行使の中には、例えば図書・信書の検査の補助とか差し入れ品の検査とか、留置物の保管とかというような、いわゆる距離もない、そもそも全くいないところでやるというようなものも実は含まれているんです。ですから、そういうものについては特段先ほどのお話の問題はないですね。

鈴木係長 そうですね。コメントは同じように書いてありますけれども、やはり図書・信書の検査は割とやりやすい業務です。留置物の保管などもやりやすい業務です。ただ、指紋とか静脈の情報採取などという、やはり対面でやるわけですから、そのときにぼつんと警備員だけでやるのか、刑務官と一緒にやるのかとか、どういう立て付けでやるのかという問題も出てきますし、総務業務などに関して過去の例など細かい業務内容を見てみると、例えば刑務所側から書類が渡されて、これを掲示しておいてみたい業務もあったり、これを郵送しておいてとか、この表をまとめておいてとかという雑多な業務が総務業務の中に含まれているかと思うんですけれども、それがそもそも我々が考えている請負契約なのか、それは本当に請負契約なのか、いわゆる偽装何とかというもののなか、そのグレーな部分については、我々としてもやはり危惧するところですから、総務業務はまずいだろうと思うところもあるんです。ですから、その辺りの御見解も。

小幡主査 今の話はわかりました。何かございますか。

荒川専門委員 今の3番の下の方に書いてある収容者のA級ではなくて、B級とかW級、M級というようなところの慎重だ、前向きで考えられるかということと、2番でお書きになっている、機械を含めた創意工夫の部分というのは、例えばその創意工夫が大きいのであれば、犯罪傾向が進

んでいる収容者でも検討の余地はあるという、そこはセットで考えられるものですか。それともそうではなく、その検討には幅が狭いと考えた方がいいんでしょうか。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 かなり具体的な話になると。

荒川専門委員 機械も人も含めて、仕組みも創意工夫していいです、可能ですということであれば、犯罪傾向が進んでいる収容者というのも想定し得るか、それともやはりそこはそもそも慎重に考えたいというのが前段にくるかという。

近藤専務執行役員兼PFI事業推進室長 私どもまだ受注経験がないものですから、先ほどから申した辺り、多少理論だけのところがありますので、実態としては刑の軽いところから実は入っていききたいという部分があります。そこで一体警備業務は何なんだろうかとということをやって、その経験を通じて次にトライしていききたいですが、いきなり重いところからということになってくると、我々の気持ちとは別に社内がついてこられるのかなというところがございます。そういう面においては、やはり軽いところから、あるいはこういう問題はかなりリスク軽減されますというところでの話し方もできますから、心配ないです、そういうものを通じて次のステップというような段階で考えていきたいと思っております。

荒川専門委員 わかりました。

鈴木係長 機械化してシャットアウトすることによって、接触の機会が最小限にされるとか、そういうことというのは提案によって可能かと思うんです。ここに扉が1枚あって、カードリーダーがあることによって直接の接触が避けられるとか、そういう御提案の可能性は全くないこともないと思います。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、時間がまいりましたので、本日、セントラル警備保障さんからのヒアリングを終了させていただきたいと思えます。

近藤室長を始め、皆様にはお忙しいところヒアリングにお越しいただきまして、誠にありがとうございました。本日お伺いしましたお話を今後の分科会における検討に生かしていきたいと思っております。

どうも本日はありがとうございました。

(セントラル警備保障株式会社関係者退室)

小幡主査 続きまして、民間事業者からのヒアリングとして、最後に三井物産からのヒアリングを行いたいと思えます。三井物産はPFI刑務所であります、喜連川社会復帰促進センターで刑務作業、職業訓練、医療業務に携っております。その経験を踏まえた御説明をお伺いしたいと思っております。

それでは、説明者の入室をお願いいたします。

(三井物産株式会社関係者入室)

小幡主査 本日は、三井物産サービス事業部パブリックサービス事業室の古山マネージャーにお越しいただいております。よろしくをお願いいたします。

古山マネージャー よろしく申し上げます。

小幡主査 それでは、古山様から「刑事施設への官民競争入札等の導入」について、10分程度で

御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

古山マネージャー 三井物産の古山と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

本日は「刑事施設への官民競争入札等の導入について」御説明差し上げたいと思います。今日、私がお話したいのは、3点あります。1点目が、刑事施設における業務の弊社の取組みについて。2点目が、既存施設への導入に関しての弊社の見解。最後に、導入に際しての創意工夫の可能性や留意点についてお話ししたいと思います。

まず1点目ですが、どうして弊社が取り組んでいるかについて御説明差し上げます。大きく分けて3点ありまして、1つは戦略的パートナーと関係会社の存在があります。弊社の関係会社にエームサービスという給食会社がありまして、この会社が、PFI 刑務所1号案件である美祿の業務を行っております。その関係で弊社も刑事施設の業務に関心がありました。またこの会社の株主が弊社と、アメリカにあるアラマークという既に全米で600か所以上刑務所の運営をしているアウトソーシングカンパニーで、その辺りもあり今回本事業への参画に至っております。

また、弊社として新規分野であるパブリックビジネスへの参入は、後ほど申し上げる通り弊社関係会社とのシナジーが発揮できるのかと考え取り組んでおります。

2番目に、実際に今回、喜連川の案件で弊社がどのような業務を行っているかと申しますと、大きく分けて2つあります。1つが作業業務、もう一つが医療業務です。

1点目の作業業務は、主に国に対し作業を提供する企業を確保することと、受刑者に対し職業訓練を実施することです。

一方、医療業務は、受刑者に対する健康診断の実施や、職員に対するメンタル研修等を行っています。

2番目の今回既存施設へ官民競争入札等を導入するについての弊社の見解ですが、弊社としては非常に興味を持っております。理由としましては、今回の喜連川の経験も踏まえて、より新しいよりよいサービスを提供できるのではないかと思います。また、地域共生という点から、地域への貢献という面からも、弊社としては非常に興味を持っております。ただし、実際の運用に当たっては、いろいろ留意する点があるのではないかと考えております。

最後に、具体的に既存の刑事施設に導入する検討に当たって、弊社ができることとしてはどういうことがあるかということ、1つは、現在業務を行っている喜連川の経験が非常に活かせるのではないかと思います。例えば弊社は今、作業報奨金の計算に関する事務業務を行っていますが、弊社関係会社であるシステム会社と連携してシステム導入することにより効率的に業務が行えるようになりました。このような民間ならではの発想・ノウハウというのは既存施設の業務においてもよりよいサービスとして更に進化させて導入できると思っております。

また、民間企業として、もし複数刑事施設の業務を請け負うことができるならば、民間のノウハウを使って、効率性並びに規模の経済性の面からよりよいサービスが提供できるのではないかと考えています。

一方、最後の留意点について、今、気づいている点を何点が触れさせていただきたいと思います。

1つは、実際の現場における業務の詳細設計を作ることが非常に難しいということです。今、喜

連川で現場の仕事を行っておりますが、当初、要求水準書等では想定し得なかったことが日々起こっていて、その辺は現場の刑務官の方と試行錯誤しながら行っておりますが、なかなか解決しづらい部分もあります。

例えば弊社は作業業務を行っていますが、業務上弊社の対面となるのは、作業部門の刑務官になるのですが、実際の業務においては、作業部門以外の部門の方々とも連携しなければならない。そうすると、報告ルートや、決定事項において時間がかかるなど、要求水準書上は、作業部門の刑務官と民間の作業部門で話せば決まると思っていたところが、実際はそうになっていない。そういうことが多々あって、その辺の業務の詳細設計まで具体的に決めていかないと、実際の運営、特に刑事施設の場合、運営がうまくいかなかった場合のリスクが図り知れないと思いますので、その辺の業務の詳細設計をする必要があるのかと思います。

もう一つは、既存の刑務所に官民協働の運営というコンセプトが導入できるかどうかだと思っております。たまたま幸いにして、弊社が業務を行っている喜連川というのは、新しい施設で官側の刑務官の方もSPC、PFIというコンセプトを理解して、官民協働して運営を行っております。この点は、弊社としては大変助かっておりますが、既存の刑務所で今まで官の方々がやってきた施設に、民間が入って行って協働でやっていくというところがうまくいくかというのは、現場の人々の意識のレベルに関わってくると思います。

弊社はこの仕事をサービス業ととらえており、サービス業は物をつくったりするものではなくて、現場の人がどれだけいいサービスを提供できるかということが重要で、一人ひとりの現場の方々の意識によって、サービスのレベルが変わってくると思いますので、この点は民間側の課題でもありますが、今後既存施設へ導入するに当たって、官民協働でやっていくという意識がどれだけ浸透できるかがポイントかと思えます。

以上でございます。ありがとうございました。

小幡主査 ありがとうございます。それでは、せっかくいらしていただきましたので、私どもから質問等の時間をとりたいと思います。

では、初めにお伺いしますが、この喜連川はPFIでやっていらっしゃって、これはSPCの中に入っていらっしゃるということですか。

古山マネージャー はい。弊社はSPCに出資しております。出資と同時にSPCから作業業務と医療業務を委託している形になっております。

小幡主査 そうすると、警備業務などはほかの警備会社ですか。

古山マネージャー そうです。警備業務はセコムさんが担当されています。

小幡主査 この資料3にもお書きになっていらっしゃるのですけれども「既存の刑事施設への官民競争入札等の導入についての見解」のところで「但し、実際の運用に関しては、考慮すべき点多い」とおっしゃったのは、具体的には何ですか。

古山マネージャー 今、申し上げた3番目の留意点のところ。詳細な設計ができるかということと、実際にやられる現場の方々の意識がどれだけ変わるかということだと思います。

小幡主査 その現場でということですか。

古山マネージャー はい。

小幡主査 作業業務と医療業務というお話でしたけれども、先ほどのお話では、その作業業務の最中に、言わば監視すると言いますか、作業中にそこに人として立つというようなことは、セコムさんではなくてそちらでやっていらっしゃるのですか。

古山マネージャー そうです。警備の方も付きますし、作業提供企業の方が入られるので、そこで作業の手順を受刑者に指導したりですとか、その作業に使う原材料の搬出入というところも弊社で行っております。そういった意味で、工場には何人かいることになります。

小幡主査 それは連れて行くということですか。その刑務所内でやることですね。

古山マネージャー そうです。刑務所内です。刑務所内に工場がありまして、そこで受刑者が作業を行うことになります。

小幡主査 わかりました。このPFIの喜連川は特区でやっていらっしゃるんですね。

古山マネージャー はい。

小幡主査 今回、特区ではなくて官民競争入札、公共サービス改革法の中で、特定公共サービス等にして、刑務官と民間の方が一緒にできるようなシステムが考えられるのではないかというお話になっているのですが、そのときに、今まで特区の分は犯罪傾向が進んでいない受刑者ということを対象にしておりましたが「市場化テスト」を官民競争入札の場合には、今の時点では必ずしもその要件をどうするかというのはまだわからないのですが、もしも仮に犯罪傾向が進んでいる受刑者、既存の施設ですからいろいろな施設がございますけれども、そういうものでも民間が受けられるか、例えば、そちらの会社が受けられるか、ということについてはいかがでしょうか。何か問題があるとお考えですか。

古山マネージャー 結論から申し上げますと、分からないというのが答えです。というのは、B級やL級の受刑者と業務上接したことがないので分からない、現状はA級の受刑者だけなので、それは何とも言えないです。

小幡主査 特に何か、分からないというか、想像として何かお考えになるということもないですか。

古山マネージャー 弊社が担当している、例えば健康診断業務についてA級とB級で違いがあるかと言うとわからないですし、職業訓練については、現在コールセンター科などを開講していますが、それがB級やL級でも適用できるかというのはわかりません。

本庄専門委員 喜連川の場合はA級ということで、美祿のようにスーパーAではなくて、普通のA級が入っているわけですので、その中には、身体犯みみたいな、障害とかをやった人とかも含まれていると思うんですけども、そういった対象者に対してサービスを提供するという点について、現時点で、どのように経験を踏まえてお感じですか。

古山マネージャー 今、喜連川の影響のA級の受刑者に対しては、特に意見はありません。刑務官の方もいらっしゃいますし、セコムさんのSPCの警備の方もいらっしゃるの、特段問題は生じておりません。

本庄専門委員 健康診断などの場面でも問題ないのですか。

古山マネージャー はい。

小幡主査 どうしてもPFIでない場合は、既にある施設の運営だけという話になりますが、作業業務や医療業務については、建物から最初につくるから創意工夫が十分出せるのかという部分、建物はもうできてしまっているのです、そこでの運営だけなので、創意工夫が出せないとか、そういう問題はございますか。余りないですか。

古山マネージャー 医療業務については、既存の施設で問題ないと思います。健康診断を行う場所はどこの刑務所にもあると思いますし、その他業務もそれほど問題はないと思います。

一方で、作業業務も基本的には問題ないと思いますが、ただ、工場の配置によっては、先ほど申し上げた原材料の搬出入等で使い勝手が悪かったりすると効率性が落ちる場合もあるかとも思いますが、その点は先ほど申し上げた詳細設計を事前に行うことができるのであれば問題ないと思います。

具体的に申し上げますと、例えば刑務所内の工場というのは民間企業の工場と同じようなイメージをされていいと思いますが、作業提供企業が原材料をトラックで工場に横づけして搬入します。そして工場ですべての作業をして生産された製品を搬出します。そうすると、どういうものが必要になってくるかというと、やはり大きなトラックが入るような道や門であったり、原材料や製品が搬出入出来る十分な大きさのドアやエレベーターなので、例えば既存の刑務所で、道が細かったり、舗装が悪くて重いトラックが入れないということ、物理的な障害が出るとは思いますが、それも事前にわかっているならば、それに対応した作業提供企業を確保すればいいことなので、大きな問題にはならないと思います。

小幡主査 委託の期間は、PFIの場合は長いですがけれども、もう既にできているところの運営業務だけの委託だとすると、大体どのぐらいが一番合理的だとお考えですか。

古山マネージャー 短過ぎると民間企業として効率性や知恵が出しづらいため、1年、2年というのはちょっと短い。実際に現場に慣れてうまく回すまでに、恐らく1年から2年、そこから効率性、学習曲線が上がっていくことを考えると、やはり5年から7年ぐらいがちょうどいいという気がします。

内山専門委員 委託の範囲ですが、1つの刑務所でやるより、例えば複数の刑務所を同時に受託した方が、規模の経済が追求できるとお考えですか。

古山マネージャー おっしゃるとおりだと思います。規模の経済性もそうですし、効率性の部分でも、例えば作業提供企業を確保するだけでも、1つの刑務所だと作業量が少ないのであれば他の施設と一緒に纏めて作業量を確保することや、ある刑務所で作業が足りないときはほかの刑務所から持ってきたり、また健康診断に関しても、健診車を効率的に巡回するなど複数施設の業務を行うことのメリットというのは、民間側にはすごくあると思います。

小幡主査 作業の量をアレンジするというのが一番大変なところですか。

古山マネージャー そうです。逆に民間側のノウハウも生きてくるとは思います。今回の場合、地元の金融機関と提携して作業提供企業候補を訪問したり、総合商社である弊社のネットワークを駆使していますので、その辺のノウハウはあると思います。

本庄専門委員 喜連川では、実際に作業実施時間に関して罰則点が計上されている例があって、やはり作業確保は大変なんだろうと思うのですが、その辺りの御心配はないですか。既存の施設では喜連川よりも更に交通の便が悪かったり、いろいろなところがあると思うんですけども、いかがですか。

古山マネージャー 当初作業量を確保できなかったのは、業務に慣れていない部分があり刑事施設内で求められる作業に対する理解が少なかった部分があったと思っています。作業量自体は確保できていると認識しています。

むしろ、民間ならではノウハウが今後活かせると思っているのは、作業をその地域に依存するのではなくて産業別にポートフォリオを組んで確保することを今後展開しようと思っていますので、その辺は民間のノウハウが生きるのではないかと考えています。

本庄専門委員 特に心配はないのですね。

古山マネージャー はい。

内山専門委員 先ほど留意点のところ「現場における詳細な組織設計ができるか」とありました。確かに大事な問題だと思うんですけども、これはどの段階でやる話なんですか。つまり、契約の実施要綱とかそれをつくる段階でやらなければいけないのか、それとも契約を結んでからやればいいのか、その辺はどの段階でできるかね。

古山マネージャー 今、おっしゃった点でいうと両方だと思います。やる前にも詳細をある程度決めるところがあると思いますし、逆にそこで決め過ぎてしまうと民間の自由な発想や提案ができなくなるので、締結後に決めなければいけないところがあると思います。

ただ、今回経験させていただいて、余りにも要求水準で決められていない部分が多過ぎて、契約後に決めることが多過ぎたと思います。

小幡主査 今は作業業務と医療業務に入られているわけですけども、今後もっと刑務所関係で何か業務がございますか。

給食業務は系列のセンターがあるのですか。

古山マネージャー 今、給食業務は、先ほど御説明差し上げた弊社の関係会社であるエームサービスが行っています。今後はエームサービスが給食関連業務、弊社が作業業務や医療業務を行うという形を考えております。

弊社が今後力を入れていきたいのは、職業訓練と医療業務のところでした、といたしますのは、弊社は喜連川の事業が社会的意義のある事業だと思っていまして、その中で再犯防止のために弊社の力で何かできないかというところで、調理師科やホームヘルパー科というものを実施しており、この辺はやはり今後も展開していきたいと思っています。

あと、医療業務のサービスのところで、職員に対するメンタル研修など、刑務官の方の御苦労も今回すごく実感したので、その辺のカウンセリングも行えたらと思います。

小幡主査 作業業務と医療業務で三井物産さんから行っている職員というのは、イメージとして何人ぐらいいらっしゃるのですか。そこにずっと常駐しているというイメージですか。

古山マネージャー 作業業務と医療業務は別なので、作業業務に関しては、実際弊社の100%関

係会社に再委託してしまして、弊社の社員も業務を行っていますけれども、現場の方は関係会社に任しています。

小幡主査 喜連川は、何人ぐらい受刑者がいるのですか。

古山マネージャー 受刑者の定員は2,000名です。今、作業部門で40名ほど入っています。

小幡主査 医療はそんなにいないですね。

古山マネージャー いないです。

本庄専門委員 実際に現場で業務をされる際に、刑務官との関係で不都合を感じる点がありますでしょうか。

古山マネージャー 不都合は特段感じることはないですけれども、例えば報告に関しても同じものを国側と民間側で両方上げたりして報告がダブルになってしまったりとか、その辺の書類関係です。そういうところは、若干改善するべきところがあると思っております。

内山専門委員 そうすると官の方のコンセプトも大事であると、それもおっしゃるとおりだと思いますけれども、ただ、別にみんな新規採用でなくていいし、それまでほかの刑務所にいらした方が異動でいらしていたわけで、そういう意味では、比較的古いコンセプトから新しいコンセプトへの切り替えが容易に進んだという気もするんですが、そういう点では比較的今後の事例を考えても楽観視できるのではないかという気がしないでもないですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

古山マネージャー おっしゃる点もあると思います。ただ、今回の喜連川の場合は、名前も社会復帰促進センターと変わって新しい建物で、恐らく官の方々も雰囲気が変わっていらっしゃるのかなという気はいたします。

内山専門委員 だから、既存の刑務所でどうなるかというのは、いろいろ留意すべきところですね。

小幡主査 刑務所は交通の不便なところにあるものが多いですから、やはり作業の確保というのが一番大変だと先ほどお伺いしたのですけれども、やはりどんどん山奥になるとね。

古山マネージャー 弊社がそれほど心配していないのは、作業提供企業も既存施設の周りだけであるとは思っていないからです。というのは、いろんなメリット・デメリットを勘案した場合には、ある程度離れている作業提供企業にもメリットが出てくる。それはアピール次第、提案次第だと思っていますので、余りにも過疎地にあると問題があるかもしれませんが、今、既にあるような場所であるならば、それほど問題はないと思っております。

本庄専門委員 実際に業務をされてみて、民間にした方がもっとうまくいく、今、官の方で留保している業務で、ここは民間が入れるのではないかといったことはございますか。

古山マネージャー 余りないです。今回のPFIのスキームは、個人的にはすごくよくできていると思っしてしまして、これ以上は戒護権の問題ですとか、いろいろ法律上の問題が出てきますので、現行のところでは問題ないと思っします。

逆に、現行のところでは、先ほどおっしゃったように、複数の既存施設でまとめる形の方がいいと思っしています。

荒川専門委員 複数でやられようとするときに、今と同じように、同様の企業グループを組成して変えられる方がメリットとお考えか、それとも周りに関係なくというか、作業と医療というセルがあれば、そこに三井物産と出していきたいとお考えですか。

古山マネージャー 両方です。既に実績のある、例えば給食のE-ムサービスですとか、医療のカウンセリングの保健同人社の場合は一緒にやっっていこうと思いますけれども、健康診断ですとか作業の提供企業に関しては、やはり地元の方々と一緒にやっっていくことがメリットにもなりますし、地域共生にもなりますので、今のグループプラスその場その場で地元の方々と一緒にやっっていくことを考えています。

小幡主査 そうすると、地元の方の雇用もあり得るわけですね。

古山マネージャー あります。

本庄専門委員 今の件で、例えば警備会社とSPCを組むといったことには、余りメリットはないのでしょうか。

古山マネージャー 今の刑務所PFI事業の建て付けですと、設立するSPCの過半数の株主は警備会社さんになりますので自然とそういう組み方になっています。ただ、実際、刑事施設なので、何が一番大切かという、やはり警備業だと思しますので、そこはしっかりした警備会社さんと一緒に仕事をするのがいいと思います。

本庄専門委員 契約のときに複数企業でコンソーシアムをつくって入った方がメリットがあるのか、それとも個別業務ごとの「市場化テスト」という形を想定されているのですか。

小幡主査 個別業務の場合は、逆に複数の刑務所を束ねる可能性もあるわけですね。

古山マネージャー はい。メリット・デメリットがあると思います。弊社だけで業務を行う場合には、意思決定のスピードですとかその辺が民間らしく早くできて、もっと効率的にできると思います。

デメリットとしては、先ほど留意点で申し上げましたが、例えば作業にしても医療にしても、それぞれの業務だけで完結することはなくて、作業業務にしても何かしら警備業務と関連があるので、その場合、デメリットが出てくると感じています。

小幡主査 よろしいでしょうか。

お忙しいところ来ていただきまして、ありがとうございました。本日の議論は、我々の今後の分科会における検討に生かしたいと思っております。お忙しいところ、どうもありがとうございました。

古山マネージャー ありがとうございました。

(三井物産関係者退室)

小幡主査 それでは、本日の議題はすべて終了いたしましたので、本日の「施設・研修等分科会」を終了したいと思います。